

令和6年12月25日

【照会先】

政策統括官付参事官付社会統計室

室長 大村 達哉

室長補佐 岸 泰弘

介護統計第一・二係(内線 7567・7568)

(代表電話) 03-5253-1111

(直通電話) 03-3595-3107

令和5年 介護サービス施設・事業所調査の概況

目 次

調査の概要	1頁
結果の概要	
1 施設・事業所の状況	
(1) 施設・事業所数	3頁
(2) 介護保険施設の定員	4頁
(3) 介護保険施設の1施設当たり定員、1施設当たり在所(院)者数、利用率	4頁
(4) 開設(経営)主体別施設・事業所の状況	5頁
2 従事者数の状況	6頁
参考表	7頁
用語の定義	8頁

令和5年介護サービス施設・事業所調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。
アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(医療施設がみなしで行っている(介護予防)訪問看護、(介護予防)短期入所療養介護及び(介護予防)通所リハビリテーションを除く。)

(2) 詳細票

以下に掲げる施設・事業所を対象とし、訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所(地域包括支援センター)については層化無作為抽出した事業所、それ以外についてはその全数(休止中を含む。)を調査客体とした。

調査の対象及び客体数

	調査客体数 ¹⁾	回収客体数 ²⁾	集計客体数 ³⁾	回収率(%) ⁴⁾
総数	254 354	220 246	215 626	86.6
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 554	7 840	7 835	91.7
介護老人保健施設	4 262	3 916	3 908	91.9
介護医療院	794	728	726	91.7
介護療養型医療施設	212	202	187	95.3
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 555	1 355	1 317	87.1
介護予防訪問看護ステーション	16 411	14 587	14 305	88.9
介護予防通所リハビリテーション	8 360	7 624	7 357	91.2
介護予防短期入所生活介護	11 451	10 305	10 213	90.0
介護予防短期入所療養介護	4 853	4 377	4 337	90.2
介護予防特定施設入居者生活介護	5 381	4 736	4 727	88.0
介護予防福祉用具貸与	7 891	6 181	6 088	78.3
特定介護予防福祉用具販売	7 862	6 186	6 102	78.7
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 527	3 119	2 873	88.4
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 205	4 438	4 343	85.3
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 992	12 532	12 461	89.6
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	※ 2 859	2 692	2 688	94.2
居宅サービス事業所				
訪問介護	※ 13 227	10 396	9 973	78.6
訪問入浴介護	1 708	1 472	1 436	86.2
訪問看護ステーション	16 911	15 008	14 712	88.7
通所介護	※ 15 733	13 549	13 389	86.1
通所リハビリテーション	8 428	7 680	7 404	91.1
短期入所生活介護	12 012	10 810	10 717	90.0
短期入所療養介護	4 957	4 469	4 430	90.2
特定施設入居者生活介護	5 880	5 164	5 157	87.8
福祉用具貸与	8 026	6 231	6 133	77.6
特定福祉用具販売	7 887	6 190	6 103	78.5
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 403	1 156	1 120	82.4
夜間対応型訪問介護	244	205	192	84.0
地域密着型通所介護	19 717	16 449	16 138	83.4
認知症対応型通所介護	3 832	3 392	3 117	88.5
小規模多機能型居宅介護	5 666	4 821	4 723	85.1
認知症対応型共同生活介護	14 344	12 844	12 790	89.5
地域密着型特定施設入居者生活介護	371	330	329	88.9
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	1 006	867	856	86.2
地域密着型介護老人福祉施設	2 527	2 333	2 326	92.3
居宅介護支援事業所	※ 7 306	6 062	5 114	83.0

注:1) 調査客体数は、基本票の活動中又は休止中の施設・事業所数である。「※」は抽出後調査票を配布した事業所数である。

2) 回収客体数は、詳細票の回収があった施設・事業所数である。

3) 集計客体数は、詳細票を回収した施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

4) 回収率(%)=「回収客体数」÷「調査客体数」×100で算出している。

3 調査の時期

令和5年10月1日

4 調査事項

(1) 基本票

- ① 施設基本票： 法人名、施設名、所在地、活動状況、定員
- ② 事業所基本票： 法人名、事業所名、所在地、活動状況

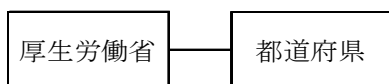
(2) 詳細票

- ① 介護保険施設： 開設・経営主体、在所（院）者数、居室等の状況、従事者数等
- ② 居宅サービス事業所等： 開設・経営主体、利用者数、従事者数等

5 調査の方法及び系統

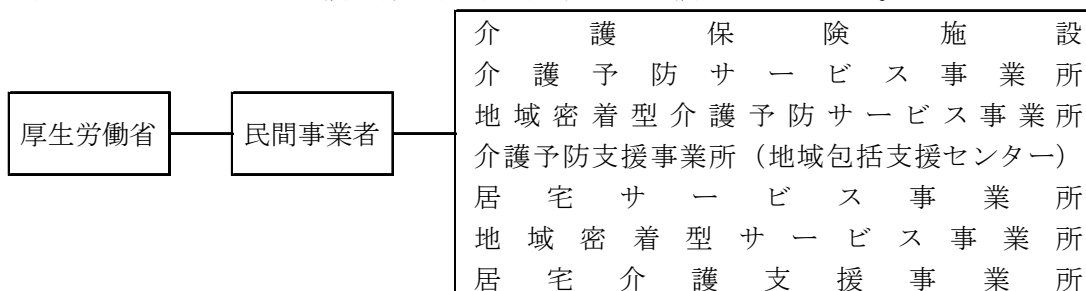
(1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



(2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送及びオンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。

(5) 表1、表2、参考表以外の数値は推計値である。推計方法については、

厚生労働省 HP (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2b.html#link02>) に掲載している。

結果の概要

この結果は、令和5年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設・事業所の状況

(1) 施設・事業所数

介護保険施設の施設数をみると、介護老人福祉施設が8,548施設（前年と比べ54施設、0.6%増加）、介護老人保健施設が4,250施設（同23施設、0.5%減少）、介護医療院が791施設（同61施設、8.4%増加）、介護療養型医療施設が197施設（同103施設、34.3%減少）となっている。

居宅サービス事業所の事業所数をみると、訪問介護が36,905事業所（同485事業所、1.3%増加）、訪問看護ステーションが16,423事業所（同1,594事業所、10.7%増加）、通所介護が24,577事業所（同8事業所、0.0%微増）となっている。

地域密着型サービス事業所の事業所数をみると、地域密着型通所介護が19,156事業所（同238事業所、1.2%減少）、認知症対応型共同生活介護が14,262事業所（同123事業所、0.9%増加）となっている。（表1）

表1 施設・事業所数（基本票）

	令和5年 (2023)	令和4年 (2022)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 548	8 494	54	0.6
介護老人保健施設	4 250	4 273	△ 23	△ 0.5
介護医療院	791	730	61	8.4
介護療養型医療施設	197	300	△ 103	△ 34.3
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 512	1 547	△ 35	△ 2.3
介護予防訪問看護ステーション	15 948	14 445	1 503	10.4
介護予防通所リハビリテーション	8 065	8 148	△ 83	△ 1.0
介護予防短期入所生活介護	11 345	11 325	20	0.2
介護予防短期入所療養介護	4 803	4 867	△ 64	△ 1.3
介護予防特定施設入居者生活介護	5 368	5 273	95	1.8
介護予防福祉用具貸与	7 702	7 779	△ 77	△ 1.0
特定介護予防福祉用具販売	7 697	7 772	△ 75	△ 1.0
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 239	3 390	△ 151	△ 4.5
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 067	5 107	△ 40	△ 0.8
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 892	13 745	147	1.1
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	5 361	5 331	30	0.6
居宅サービス事業所				
訪問介護	36 905	36 420	485	1.3
訪問入浴介護	1 665	1 709	△ 44	△ 2.6
訪問看護ステーション	16 423	14 829	1 594	10.7
通所介護	24 577	24 569	8	0.0
通所リハビリテーション	8 124	8 234	△ 110	△ 1.3
短期入所生活介護	11 905	11 875	30	0.3
短期入所療養介護	4 909	4 969	△ 60	△ 1.2
特定施設入居者生活介護	5 869	5 760	109	1.9
福祉用具貸与	7 830	7 927	△ 97	△ 1.2
特定福祉用具販売	7 718	7 800	△ 82	△ 1.1
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 357	1 255	102	8.1
夜間対応型訪問介護	221	223	△ 2	△ 0.9
地域密着型通所介護	19 156	19 394	△ 238	△ 1.2
認知症対応型通所介護	3 505	3 701	△ 196	△ 5.3
小規模多機能型居宅介護	5 523	5 570	△ 47	△ 0.8
認知症対応型共同生活介護	14 262	14 139	123	0.9
地域密着型特定施設入居者生活介護	368	361	7	1.9
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	994	901	93	10.3
地域密着型介護老人福祉施設	2 517	2 502	15	0.6
居宅介護支援事業所	37 784	38 538	△ 754	△ 2.0

注：複数のサービスを提供している事業所は、各々に計上している。

(2) 介護保険施設の定員

介護保険施設の種類ごとに定員をみると、介護老人福祉施設が 597,973 人（前年と比べ 5,219 人、0.9%増加）、介護老人保健施設が 369,365 人（同 1,374 人、0.4%減少）、介護医療院が 46,970 人（同 3,146 人、7.2%増加）、介護療養型医療施設が 6,052 人（同 2,934 人、32.7%減少）となっている（表 2）。

表 2 介護保険施設の施設数、定員（基本票）

各年10月1日現在

	施設数				定員(人)			
	令和5年 (2023)	令和4年 (2022)	対前年		令和5年 (2023)	令和4年 (2022)	対前年	
			増減数	増減率 (%)			増減数	増減率 (%)
介護老人福祉施設	8 548	8 494	54	0.6	597 973	592 754	5 219	0.9
介護老人保健施設	4 250	4 273	△ 23	△ 0.5	369 365	370 739	△ 1 374	△ 0.4
介護医療院	791	730	61	8.4	46 970	43 824	3 146	7.2
介護療養型医療施設 ¹⁾	197	300	△ 103	△ 34.3	6 052	8 986	△ 2 934	△ 32.7

注:1) 介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

(3) 介護保険施設の1施設当たり定員、1施設当たり在所(院)者数、利用率

介護保険施設の種類ごとに1施設当たり定員をみると、介護老人福祉施設が 70.0 人、介護老人保健施設が 87.0 人、介護医療院が 60.2 人、介護療養型医療施設が 29.8 人、1施設当たり在所(院)者数は、それぞれ 66.1 人、76.2 人、54.9 人、21.7 人となっており、利用率は介護老人福祉施設及び介護医療院で9割を超えている（表 3）。

表 3 介護保険施設の1施設当たり定員、1施設当たり在所(院)者数、利用率（詳細票）

各年10月1日現在

	1施設当たり定員(人) ¹⁾		1施設当たり在所(院)者数(人)(9月末)		利用率(%) ²⁾ (9月末)	
	令和5年 (2023)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和4年 (2022)
介護老人福祉施設	70.0	69.8	66.1	66.1	94.4	94.7
介護老人保健施設	87.0	87.0	76.2	76.1	87.6	87.5
介護医療院	60.2	60.3	54.9	55.3	91.2	91.8
介護療養型医療施設 ³⁾	29.8	28.4	21.7	22.2	72.9	78.2

注: 1) 詳細票における施設数及び定員から算出しており、基本票における施設数及び定員から算出した数値とは一致しない場合がある。

2) 「利用率」は、定員に対する在所(院)者数の割合である。

3) 介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

(4) 開設（経営）主体別施設・事業所の状況

介護保険施設の種類ごとに開設主体別施設数の構成割合をみると、介護老人福祉施設では「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が 95.6%と最も多く、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設では「医療法人」が 75.6%、89.0%、78.9%とそれぞれ最も多くなっている（表 4）。

介護サービス事業所の種類ごとに開設（経営）主体別事業所数の構成割合をみると、多くのサービスで「営利法人（会社）」が最も多くなっているが、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設及び介護予防支援事業所（地域包括支援センター）では「社会福祉法人」が最も多く、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護では「医療法人」が最も多くなっている（表 5）。

表 4 開設主体別施設数の構成割合（詳細票）

(単位：%) 令和 5 年 10 月 1 日 現在

	総数	都道府県	市区町村	広域連合・一部事務組合	日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人	社会福祉協議会	社会福祉法人(社会福祉協議会以外)	医療法人	社団・財団法人	その他の法人	その他
介護保険施設											
介護老人福祉施設	100.0	0.4	2.5	1.0	0.1	0.3	95.6	・	-	-	・
介護老人保健施設	100.0	-	3.1	0.5	1.5	0.0	15.7	75.6	2.8	0.8	0.0
介護医療院	100.0	-	2.0	0.1	1.3	-	1.3	89.0	3.8	0.9	1.6
介護療養型医療施設	100.0	-	10.0	0.5	0.5	-	1.1	78.9	0.6	1.1	7.3

表 5 開設（経営）主体別事業所数の構成割合（詳細票）

(単位：%) 令和 5 年 10 月 1 日 現在

	総数	地方公共団体	日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人	社会福祉法人 ¹⁾	医療法人	社団・財団法人	協同組合	営利法人(会社)	特定非営利活動法人(NPO)	その他
居宅サービス事業所										
(訪問系)										
訪問介護	100.0	0.1	...	14.4	5.4	1.6	1.7	72.2	4.1	0.5
訪問入浴介護	100.0	0.1	...	21.3	1.4	0.5	0.4	76.0	0.4	-
訪問看護ステーション	100.0	1.4	1.4	4.9	19.7	5.8	1.1	64.0	1.2	0.4
(通所系)										
通所介護	100.0	0.3	...	34.8	7.0	0.5	1.3	54.4	1.6	0.1
通所リハビリテーション	100.0	2.5	1.2	8.4	78.8	2.6	...	0.0	...	6.5
介護老人保健施設	100.0	2.8	1.8	16.9	74.6	3.1	...	-	...	0.8
介護医療院	100.0	3.9	-	1.3	86.8	5.3	...	-	...	2.7
医療施設	100.0	2.3	0.6	1.5	82.2	2.1	...	0.1	...	11.3
(その他)										
短期入所生活介護	100.0	1.3	...	85.5	2.7	0.1	0.3	9.7	0.4	0.1
短期入所療養介護	100.0	3.1	1.6	13.8	77.3	2.9	...	-	...	1.2
介護老人保健施設	100.0	2.9	1.7	16.2	75.4	3.0	...	-	...	0.8
介護医療院	100.0	2.5	2.1	0.5	89.8	3.5	...	-	...	1.6
医療施設	100.0	6.7	0.3	0.7	85.7	1.0	...	-	...	5.6
特定施設入居者生活介護	100.0	0.5	...	21.5	6.7	0.6	0.3	69.5	0.5	0.4
福祉用具貸与	100.0	0.0	...	1.8	1.2	0.6	0.8	94.9	0.5	0.2
特定福祉用具販売	100.0	-	...	1.5	1.0	0.6	0.8	95.5	0.4	0.1
地域密着型サービス事業所										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	100.0	-	...	25.7	16.9	1.6	3.5	50.9	1.0	0.3
夜間対応型訪問介護	100.0	0.6	...	34.3	7.4	1.0	3.4	51.9	1.5	-
地域密着型通所介護	100.0	0.3	...	12.1	3.5	1.0	0.9	76.4	5.3	0.4
認知症対応型通所介護	100.0	0.3	...	41.6	11.3	0.9	1.3	38.7	5.6	0.3
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.0	...	32.4	11.4	0.7	2.3	47.6	5.2	0.3
認知症対応型共同生活介護	100.0	0.1	...	24.8	15.3	0.5	0.6	54.7	3.9	0.1
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	-	...	33.8	18.1	0.6	-	45.4	1.7	0.3
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	100.0	0.1	...	19.2	20.8	3.9	2.9	50.4	2.7	0.1
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	0.9	-	99.1	・	-	・	・	・	-
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	100.0	21.0	...	56.7	15.5	2.7	1.0	2.0	0.6	0.4
居宅介護支援事業所	100.0	0.6	...	23.5	15.0	2.3	1.7	53.6	2.6	0.7

注：訪問看護ステーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び地域密着型介護老人福祉施設については開設主体であり、それ以外は経営主体である。調査した開設（経営）主体以外は「…」とし、「その他」に計上している。

1) 「社会福祉法人」には社会福祉協議会を含む。

2 従事者数の状況

介護保険施設の種類ごとに職種別従事者数をみると、介護老人福祉施設の介護職員は 296,882 人、介護老人保健施設の介護職員は 125,091 人となっている。

介護サービス事業所の種類ごとに職種別従事者数をみると、訪問介護の訪問介護員は 500,872 人、通所介護の介護職員は 220,198 人となっている。(表 6)

表 6 職種別にみた従事者数(詳細票)

(単位:人) 令和 5 年 10 月 1 日 現在

	介護保険施設				訪問系			通所系				その他			
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設 ¹⁾	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護ステーション	通所介護	地域密着型通所介護	通所リハビリテーション 介護老人保健施設 介護医療院 医療施設			短期入所生活介護 ²⁾	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護
総数	492 556	270 426	38 710	7 024	545 257	25 772	180 317	484 154	230 217	66 127	889	56 381	368 679	198 129	252 267
医師	13 070	8 477	4 864	1 224	371	159	5 411	123	7 056	12 852
看護師 ³⁾	29 723	31 640	7 853	1 532	...	7 389	114 293	41 979	17 961	4 077	68	4 390	22 424	17 191	*5 743
准看護師	15 340	16 486	4 305	869	...	3 452	9 271	23 989	9 737	2 014	29	1 811	12 561	7 171	*2 921
機能訓練指導員	12 634	65 081	36 569	12 991	7 513	...
看護師(再掲)	3 712	27 528	15 200	4 486	2 754	...
准看護師(再掲)	2 762	16 092	8 340	3 506	1 294	...
柔道整復師(再掲)	1 083	5 292	4 968	877	706	...
あん摩マッサージ指圧師(再掲)	582	1 775	1 838	468	304	...
はり師・きゅう師(再掲)	125	586	750	79	53	...
理学療法士	*2 629	14 854	1 885	362	26 366	*8 962	*3 768	11 554	160	13 532	*2 187	*1 516	...
作業療法士	*1 411	9 215	1 011	157	11 303	*4 210	*1 448	6 339	76	4 094	*1 166	*711	...
言語聴覚士	*329	2 756	543	50	3 289	*636	*256	1 725	15	1 171	*222	*176	...
介護支援専門員	14 171	8 416	1 352	224	7 880	...	**16 303
計画作成担当者	7 171	23 593
生活相談員・支援相談員	13 941	10 931	59 685	39 908	14 759	8 493	...
社会福祉士(再掲)	3 829	3 476	4 856	2 732	3 281	1 057	...
介護職員(訪問介護員)	296 882	125 091	13 931	2 003	500 872	13 648	...	220 198	97 543	31 994	375	23 142	212 141	120 797	208 822
介護福祉士(再掲)	182 875	81 612	8 320	804	247 863	5 454	...	100 596	37 621	20 414	221	12 806	128 472	58 664	97 766
実務者研修修了者(再掲)	36 304	1 192
旧介護職員基礎研修課程修了者(再掲)	6 673	90
旧ホームヘルパー1級研修課程修了者(再掲)	12 508	102
初任者研修修了者(再掲)	192 033	2 429
生活援助従事者研修修了者(再掲)	902
障害者生活支援員	90
管理栄養士	10 914	6 278	1 117	202	2 619	531	2 502	34	887	8 791
栄養士	2 308	940	219	54	1 449	342	276	6	124	2 882
歯科衛生士	830	706	150	25	609	269	237	3	175
調理員	23 554	8 699	22 107	8 392	21 617
その他の職員	49 635	22 277	44 385	1 283	15 795	46 068	18 805	39 781	29 793	19 852

注:従事者数は実人員数である。
 従事者数は調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。
 介護予防を一体的に行っている事業所の従事者を含む。
 介護予防のみ行っている事業所、従事者数不詳の事業所は含まない。
 事業所のサービス及び介護保険施設の職種については、一部を抜粋したものである。
 「※」は機能訓練指導員、「*」は介護職員、「**」は計画作成担当者の再掲である。
 1)「介護療養型医療施設」は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。
 2)「短期入所生活介護」は、空床利用型の従事者を含む。
 3)「看護師」は、保健師及び助産師を含む。

参考表 施設・事業所数（基本票）

各年10月1日現在

	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
介護保険施設					
介護老人福祉施設	8 234	8 306	8 414	8 494	8 548
介護老人保健施設	4 337	4 304	4 279	4 273	4 250
介護医療院	245	536	617	730	791
介護療養型医療施設	833	556	421	300	197
介護予防サービス事業所					
介護予防訪問入浴介護	1 626	1 561	1 483	1 547	1 512
介護予防訪問看護ステーション	11 301	12 115	13 221	14 445	15 948
介護予防通所リハビリテーション	8 226	8 274	8 225	8 148	8 065
介護予防短期入所生活介護	11 037	11 134	11 256	11 325	11 345
介護予防短期入所療養介護	5 101	5 098	4 966	4 867	4 803
介護予防特定施設入居者生活介護	4 917	5 033	5 174	5 273	5 368
介護予防福祉用具貸与	7 549	7 463	7 648	7 779	7 702
特定介護予防福祉用具販売	7 597	7 506	7 636	7 772	7 697
地域密着型介護予防サービス事業所					
介護予防認知症対応型通所介護	3 664	3 536	3 445	3 390	3 239
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 017	5 076	5 145	5 107	5 067
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 384	13 612	13 703	13 745	13 892
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	5 199	5 249	5 280	5 331	5 361
居宅サービス事業所					
訪問介護	34 825	35 075	35 612	36 420	36 905
訪問入浴介護	1 790	1 708	1 705	1 709	1 665
訪問看護ステーション	11 580	12 393	13 554	14 829	16 423
通所介護	24 035	24 087	24 428	24 569	24 577
通所リハビリテーション	8 318	8 349	8 308	8 234	8 124
短期入所生活介護	11 566	11 668	11 790	11 875	11 905
短期入所療養介護	5 230	5 220	5 068	4 969	4 909
特定施設入居者生活介護	5 328	5 454	5 610	5 760	5 869
福祉用具貸与	7 651	7 545	7 770	7 927	7 830
特定福祉用具販売	7 630	7 529	7 657	7 800	7 718
地域密着型サービス事業所					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 020	1 099	1 178	1 255	1 357
夜間対応型訪問介護	228	220	221	223	221
地域密着型通所介護	19 858	19 667	19 578	19 394	19 156
認知症対応型通所介護	3 973	3 868	3 753	3 701	3 505
小規模多機能型居宅介護	5 502	5 556	5 614	5 570	5 523
認知症対応型共同生活介護	13 760	13 977	14 085	14 139	14 262
地域密着型特定施設入居者生活介護	352	354	365	361	368
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	588	711	817	901	994
地域密着型介護老人福祉施設	2 359	2 413	2 474	2 502	2 517
居宅介護支援事業所	40 118	39 284	39 047	38 538	37 784

注:複数のサービスを提供している事業所は、各々に計上している。

用語の定義

1 介護保険施設

(1) 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

(2) 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設

(3) 介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設

(4) 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

2 介護予防サービス・居宅サービス

(1) 訪問介護

居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(2) 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護

(3) 介護予防訪問看護（ステーション）、訪問看護（ステーション）

居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(4) 通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション

介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーション

(6) 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話

(8) 介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(9) 介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与

(10) 特定介護予防福祉用具販売、特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するための用具等の販売

3 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(3) 地域密着型通所介護

小規模の老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(4) 介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護

認知症の要介護者（要支援者）が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通い、又は短期間宿泊し、当該拠点において受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(6) 介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(8) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス

(9) 地域密着型介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

4 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うことを目的とする事業所

5 居宅介護支援事業所

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うことを目的とする事業所

6 開設・経営主体

(1) 日本赤十字社・社会保険関係団体

日本赤十字社、厚生（医療）農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

ただし、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設においては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」として表章した。（老人福祉法附則第6条の2の規定により、特別養護老人ホームについては、厚生（医療）農業協同組合連合会は社会福祉法人とみなされるため。）

(2) 独立行政法人

独立行政法人通則法の規定及び個別法の定めるところにより設立された法人

(3) 社会福祉法人

社会福祉法第22条の規定に基づく社会福祉法人（地方公共団体が設立した社会福祉事業団を含む）

(4) 医療法人

医療法第39条の規定に基づく医療法人

(5) 社団・財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に基づく認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に基づき設立等された一般社団法人及び一般財団法人

(6) 協同組合

農業協同組合法の規定に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法の規定に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

ただし、訪問看護ステーションにおいては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人」として表章した。

(7) 営利法人（会社）

会社法の規定による株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社（会社法施行前の有限会社を含む）

(8) 特定非営利活動法人（NPO）

特定非営利活動促進法第2条の規定に基づく特定非営利活動法人